

## 水道料金の改定について

### 1 答申内容

- 水道料金は、平均改定率(※1)30%の増額改定。
- 新料金体系は、用途別体系から口径別体系に改め、「逡増型水量別従量料金」とする。
- 基本水量制は廃止するが、単身高齢者世帯等の小口需要者に配慮し、現行の口径13mmから25mmの基本水量に当たる従量料金については、低額設定とする。
- 料金算定期間は、令和6年度から令和10年度の5年間。
- 水道料金の改定時期は、令和7年1月1日。

※1 個々の使用者の使用料金の改定率ではなく、給水収益総額に対する改定率のこと。

### 2 答申に至った理由

#### (1)水道事業の現状と課題

水道施設の老朽化・耐震化に伴う更新需要は増加する一方、将来的な給水人口の減収などの理由で給水収益の減少は見込まれる。

「白馬村水道事業ビジョン」の投資計画を精査したところ、今後10年間で約40億円の投資が必要になることが明らかになった。健全な財政状況を維持しつつ、老朽化する施設の更新を着実に実施するためには、経営基盤の強化がより一層求められており、適正な料金水準による給水収益の確保が必要不可欠な状況である。

#### (2)適正な料金水準

財政シミュレーションによると、現行の料金水準のままでは、令和13年度に赤字に転落、令和15年度には現金資金が枯渇する見込みとなった。

一方、健全財政を維持するための財政規律達成に必要な料金改定率を算定したところ、今後10年間を見据えると、130%の料金改定が必要との結果が示された。

料金回収率100%を達成するためには、今後20年間に渡り増額の料金改定を繰り返さないと健全財政が維持できないという結果も踏まえ、直近の水道料金改定における30%引き上げはやむを得ないと判断する。

#### (3)料金体系

##### ①口径別料金体系への移行

現行の水道料金は、基本料金と従量料金からなる二部制で、基本料金は用途別を

採用しているが、利用形態の複雑化等が用途認定を困難にしており、料金の合理性等の課題もある。

一方、口径別料金体系は、使用する口径の大きさといった明確な基準に基づいて料金設定を行うことから、給水装置の能力に応じた費用負担と明確な料金設定の面から公平性において優位である。現在、全国的にも用途別料金体系から口径別料金体系への移行が進んでおり、より公平な費用負担と明確な料金設定を実現するため、用途別から口径別に移行する。

## ② 逓増型水量別従量料金

逓増型水量別従量料金は、使用水量の増加に伴い従量料金単価が高額となる料金設定であり、現行料金で採用している。

観光立村である本村は、シーズンによって使用水量の差が大きいという特徴があることから、季節的に多量に水を使用する大口需要者に傾斜的な負担を求めるといった考え方や、使用水量によっては現在より値下げとなる利用者層が発生し、負担増の公平性が確保されないということがないようにするため、逓増度は維持する。

また、現行料金で既に逓増度を採用しているため、維持した方が料金改定の各利用者負担額に及ぼす影響が小さいといった観点から、従量単価、水量区分共に現行措置とする。

## ③ 基本水量制

基本水量制とは、公衆衛生の向上、生活環境の改善という観点から、基本料金に一定の水量を付与するもので、現行料金では月 $5\text{m}^3$ を付与している。

しかしながら、現在では公衆衛生の向上等の目的は概ね達成され、使用水量 $5\text{m}^3$ 以下の使用者に対して、使用水量に応じた従量料金を課せてないという課題もあることから、基本水量制を廃止する。

ただし、1か月の使用水量 $5\text{m}^3$ 以下の小口需要者の値上げについては、極力配慮するものとし、現行の口径13mmから25mmの基本水量に当たる従量料金については、低額設定とする。

## (4) 料金の改定時期

料金の改定時期については、昨今の物価上昇が住民の生活に大きく影響を及ぼしていることから、慎重な判断が求められるが、時期が遅くなるほど改定率が高くなることは避けられない。

現行の水道料金が、昭和59年1月1日の改定以降、実質40年間以上据置とされ

てきたことから、適正な料金水準による給水収益の確保が急務な状況であり、料金改定時期は令和7年1月1日が適当である。

### 3 附帯意見

- (1) 水道料金の値上げは住民生活に直結するものであること、また、今回の料金改定は、消費税のみの改定を除き実質40年ぶりの改定であることから、住民の理解が得られるよう、効果的な広報活動や丁寧な説明に努められたい。
- (2) 「白馬村水道事業ビジョン」に基づき、計画的な施設更新に努めるとともに、より一層の経営効率化を図り、適正かつ健全な経営の継続に努められたい。
- (3) 大型事業となる二股浄水場再整備事業については、水需要に合わせた施設規模の適正化及び国庫補助金の活用により、施設の更新費用や維持管理費用の抑制を図られたい。
- (4) 今後の水道料金については、5年を目安に定期的に、社会情勢や水需要の動向に応じて料金の妥当性を検証し、見直しをすること。
- (5) 水道料金の改定に伴い、加入分担金についても、用途別体系から口径別体系への移行を図られたい。
- (6) 水道料金改定の周知に際して、現行の下水道使用料の算定方法や今後の下水道使用料の見直しについても周知されたい。

### 4 改定後の水道料金

(1か月あたり、税抜き)

メーター口径	基本料金	従量料金(水量区分ごとの1m <sup>3</sup> 当たり単価)			
		～5m <sup>3</sup>	6～30m <sup>3</sup>	31～70m <sup>3</sup>	71m <sup>3</sup> ～
13mm	1,670円	65円	140円	160円	170円
20mm	2,150円				
25mm	3,320円				
30mm	6,320円	140円	140円	160円	170円
40mm	10,400円				
50mm	19,300円				
75mm	42,900円				

## 5 上下水道事業経営審議会における審議経過

	開催日	審議内容等
1	令和5年 4月21日(金)	○諮問 ○料金改定等に係る審議会スケジュール
2	令和5年 8月29日(火)	○水道事業の経営状況について ○水道料金の算定方法(総括原価方式)
3	令和5年 12月19日(火)	○水道事業の現状と課題 ○水道料金のしくみと現行の水道料金体系
4	令和6年 4月11日(木)	○水道料金の改定について ・財政収支の試算結果と料金改定率 ・水道料金表の作成について
5	令和6年 5月30日(木)	○水道料金の改定について ・前回までの振り返りと補足説明 ・料金表のシミュレーション結果と新料金表(案) ○加入分担金改定案について
6	令和6年 6月24日(月)	○水道料金の改定について ・新水道料金表(案)について ・水道料金の改定に係る答申(案)について